

京都市建築基準条例の一部を改正する条例(令和6年12月13日京都市条例第20号)
(都市計画局建築指導部建築審査課)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)の施行により建築基準法の一部が改正され、耐火建築物の定義が改められたことに伴い、当該建築物の取扱いを定める等の必要があるため、京都市建築基準条例の一部を改正することとしました。

この条例は、この条例の公布の日から施行することとしました。

京都市建築基準条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月13日

京都市長 松井孝治

京都市条例第20号

京都市建築基準条例の一部を改正する条例

京都市建築基準条例の一部を次のように改正する。

第8条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3号中「長屋（）」の右に「耐火建築物又は」を加える。

第35条第2項中「であり、又は」を「である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）又は主要構造部が」に改める。

第43条の3第1項中「第128条の6第1項」を「第128条の7第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（都市計画局建築指導部建築審査課）